

徴収共助等と税務行政執行共助条約

税理士 高山 政信

〔事例〕

居住者Aは、国内での事業が不振なため租税を滞納しているが、所有している資産のほとんどが海外にある。その場合も、税務当局は海外の資産に対して滞納処分をすることができるのか。

〔ポイント〕

政府は、平成23年11月に税務行政執行共助条約を締結し、その後、国際的な行政支援に係る国内法の整備をしている。その内容を次のとおり検討する。

- 1 税務行政執行共助条約の内容
- 2 改正前の徴収共助等
- 3 改正後の徴収共助等

〔検討〕

1 税務行政執行共助条約の内容

税務行政執行共助条約の概要は、次のとおりである。

(1) 締結の経緯

2011年11月3日、フランスのカンヌ（G20サミット）において、我が国は、「租税に関する相互行政支援に関する条約」（以下「税務行政執行共助条約」という。）及び「租税に関する相互行政支援に関する条約を改正する議定書」（以下「改正議定書」という。）に署名した。

本条約は、1988年、欧州評議会及び経済協力開発機構（OECD）の加盟国に対し署名のため開放され、2010年、改正議定書により、欧州評

議会及び経済協力開発機構（OECD）の加盟国以外の国も本条約を締結することが可能となるように改正された。

近時、国境を越える経済取引、資産の移転等が活発化する中、国際的な脱税及び租税回避行為に対する取組みが重要な課題となっていることを踏まえ、我が国としても、本条約の国際的な協力の枠組みを活用することが適当であると考え、今般の署名に至ったものである。

(2) 効力発生

本条約及び改正議定書は、署名をした国において、批准、受諾、又は承認される必要があり、批准書、受諾書又は承認書を寄託者に寄託した日の後3か月の期間が満了する日の属する月の翌月の初日に効力を生ずることとなる。

(3) 税務行政執行共助条約の概要

税務行政執行共助条約は、本条約の締約国間で、租税に関する以下の行政支援を相互に行うための多数国間条約であり、本条約を締結することにより、国際的な脱税及び租税回避行為に適切に対処していくことが可能になる。

イ 情報交換：締約国間において、租税に関する情報を相互に交換することができる。

ロ 徴収共助：租税の滞納者の資産が他の締約国にある場合、他の締約国にその租税の徴収を依頼することができる。

ハ 送達共助：租税に関する文書の名宛人が他の締約国にいる場合、他の締約国にその文書の送達を依頼することができる。

(4) 署名国

2012年11月3日現在の本条約への署名国は、次の32か国である。

日本、アメリカ、イギリス、フランス、ドイツ、イタリア、カナダ、韓国、メキシコ、スペイン、ポルトガル、オランダ、ベルギー、デンマーク、ノルウェー、スウェーデン、フィンランド、アイスランド、アイルランド、ポーランド、スロベニア、アゼルバイジャン、ウクライナ、グルジア、モルドバ、トルコ、オーストラリア、アルゼンチン、ブラジル、南アフリカ、ロシア、インドネシア

2 改正前の徴収共助等

政府は、租税条約の規定によりその租税条約の相手国等から租税の徴収の囑託を受けたときは、国税徴収の例により、その相手国等の租税を徴収することとされていた。この場合に、その租税及びその滞納処分費の徴収の順位は、それぞれ国税及びその滞納処分費と同順位とされていた（旧実特法11）。

3 改正後の徴収共助等

税務行政執行共助条約等における徴収共助等に関する規定についての国内担保法を整備する観点から、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（以下「租税条約等実施特例法」という。）に次の措置が講じられた。

(1) 徴収の共助に関する租税条約等実施特例法の整備

イ 外国租税の徴収の共助

- ① 租税条約等の規定に基づきその租税条約等の相手国等から共助対象外国租税の徴収共助又は保全共助の要請があったときは、所轄国税局長等は、共助対象者がその共助対象外国租税の額等についてその相手国等において争う機会を与えられていないと認められる場合などの除外事由に該当する場合を除き、その要請に係る共助の実施の決定（以下「共助実施決定」という。）をすることとされた（実特法11①）。
- ② 所轄国税局長等は、共助実施決定をしたときは、共助対象外国租税を徴収し、又は共助対象外国租税の徴収のための財産の保全

をするものとされた（実特法11①②）。

- ③ 共助対象外国租税を徴収する場合又は共助対象外国租税の徴収のための財産の保全をする場合には、共助対象外国租税、共助対象者、共助実施決定及び共助実施決定通知書については、租税条約等の定めるところによるほか、国税通則法及び国税徴収法の規定を準用することとされた（実特法11③）。この場合において、共助対象外国租税の徴収については、国税徴収法における国税の優先権に関する規定は準用しないこととされ、また、共助対象外国租税の徴収手続が強制執行等又は倒産処理手続と競合した場合には、その共助対象外国租税に優先的に配当されないよう所要の措置が講じられた（実特法11④⑤）。
- ④ 共助の要請があった租税条約等の相手国等から共助の中断事由が発生した旨の通知があった場合における共助の中断の決定及びその決定の取消しに関する規定、共助の終了に関する規定並びに共助対象外国租税の額等は、租税条約等の相手国等でのみ争訟の対象となる旨の規定が整備された（実特法11③）。
- ⑤ 共助対象外国租税の対象処分に係る滞納処分免税犯（2年以下の懲役又は150万円以下の罰金）及び共助対象外国租税の滞納処分のための財産調査に係る秩序犯（6月以下の懲役又は50万円以下の罰金）等に係る罰則規定が整備された（実特法13）。

ロ 国税の徴収の共助

我が国が租税条約等の規定に基づきその租税条約等の相手国等に共助対象国税の徴収共助又は保全共助の要請をした場合におけるその共助対象国税に係る国税の徴収権の時効の中断等、その要請をした共助対象国税をその相手国等が徴収した場合における共助対象国税に係る徴収の時期及びその要請をした共助対象国についての充当に関する規定等が整備された（実特法11の2）。

(2) 送達共助に関する租税条約等実施特例法の整備

イ 租税条約等の相手国等から送達共助の要請があった場合の租税条約等実施特例法の整備

税務署長は、租税条約等の規定に基づきその租税条約等の相手国等から租税に関する文書の送達共助の要請があった場合には、国税通則法における書類の送達に関する規定に準じて送達することとされた(実特法11の3①)。

ロ 租税条約等の相手国等への要請による送達をする場合の租税条約等実施特例法の整備

税務署長等は、国税に関する法律の規定に基づいて税務署長等が発する書類の送達を受ける

べき者の住所等が租税条約等の相手国にある場合には、国税通則法の規定による書類の送達のほか、その租税条約等の規定にしたがって、その相手国等の権限ある当局に囑託して送達を行うことができることとなった(実特法11の2②)。

4 まとめ

過去においては海外の財産の徴収共助等は非常に限定的にしか適用されなかったが、以上のとおり、税務行政執行共助条約の締結及び租税条約等実施特例法の整備により、課税当局は、租税条約等に根拠をおく租税については、外国にある資産についても多くの場合に徴収共助等により徴収できることになったことに留意すべきである。

最新の法令情報と解説情報を素早く検索!

税務・会計データベース

Standard
大好評!!
国税4法をカバーした、
税分野のスタンダード・データベース!

実務解説集 会社税務の実務 | 会社の税務Q&A
所得税Q&A | 相続税Q&A
消費税Q&A

DHC Premium
あの「会社税務積義」が、
より読みやすく、より使いやすい
プロのための次世代データベースとして誕生!

会社税務積義Digital

法令・通達集
税務・会計監査分野の
法令・通達・資料を網羅的に
収録した総合法令データベース。
DJ-Law.com 税務・会計法規

無料トライアルはこちらから → 税務会計DB 検索 **CLICK!**

第一法規 | 東京都港区南青山2-11-17 〒107-8560 | Tel. 0120-203-694
http://www.daiichihoki.co.jp | Fax. 0120-302-640